

いわき市役所本庁舎耐震改修事業
設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザル
実施要領

平成27年10月

い わ き 市

目次

1	プロポーザルの目的	2
2	事業の概要	3
3	プロポーザルの日程	4
4	参加者の資格要件	4
5	一次審査に係る事務手続き等	9
6	二次審査に係る事務手続き等	10
7	提案の審査等	13
8	契約候補者の決定とその後の事務の流れ	13
9	参加報酬	14
10	情報公開及び提供	14
11	失格	14
12	契約の成立等	14
13	参加辞退	16
14	その他	16
15	連絡先	17

1 プロポーザルの目的

(1) 耐震性能の確保

いわき市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）は、昭和48年竣工、築42年が経過し、平成8年度に実施した耐震診断の結果、I s 値0.4（最低値）であり、「市公共・公用施設耐震化推進計画」において「耐震改修を要する施設」として位置付けられている。

平成23年の東日本大震災によって、本庁舎は内壁等の亀裂、周辺地盤の沈下、排水管の漏水等が発生したほか、執務室内の固定されていない書棚等が転倒し、地震直後に本庁舎内において業務を継続することが困難な状態であった。

本庁舎は、災害発生時に災害対策本部が設置され、被災者の救助、災害復旧等を担うことになる、防災拠点であるが、耐震性が不足している現在の状況では、大地震が発生した場合、庁舎の損壊等により、来庁者及び市職員の安全確保ができないことや、防災拠点として地震直後に利用できないことが想定される。災害時に安全に継続して使用できる庁舎を確保することが、地域防災計画を実効性のあるものとするための必須の条件であることから、本庁舎の耐震化は喫緊の最優先課題である。

(2) 浸水対策・防災機能の向上

東日本大震災以降、光ケーブルの二重化、移動系防災行政無線の整備等、防災拠点に必要な設備整備を順次進めてきたが、インフラ途絶時の電力確保や迅速な災害対策本部の設置など未だ十分な機能は満たしていない。

また、本庁舎敷地は「いわき市夏井川水系浸水予想図（平成12年3月初版・平成25年3月修正）」において、高さ2m以上が浸水する可能性のある範囲に含まれている。本庁舎の主要設備機器は庁舎の地階に設置されているため、浸水時に防災機能を維持できない可能性がある。従って、防災機能の更なる整備や設備の浸水対策を行う必要がある。

(3) 老朽化機器の改修

本庁舎の主要機器の多くが設置から40年程度経過しており、経年劣化により効率が低下していること、近年、設備機器の省エネルギー効果が著しく向上していることから、環境配慮の面で時代にそぐわなくなっている。耐震改修以降の建物のおおよその寿命である今後の30年間において、ライフサイクルコスト（水光熱費及び機器の更新費、修繕費等）やランニングコストについての試算を行うと、現状の機器を改修に合わせて更新した方が低く抑えられる。

現状で大きな問題はなく可動してはいるものの、今後の故障時の交換部品の確保も難しいことが懸念される。従って、省エネルギー、防災機能維持、老朽化による故障の可能性等を考慮すると、主要設備機器の更新を行う必要がある。

耐震改修については、庁舎機能を継続し、原則使用しながらの工事（居ながら工事）を想定しており、耐震性能に優れ、工事中の市民サービス低下や騒音、振動等による執務エリアや周辺環境への影響をできるだけ回避する必要がある。これらの観点から、耐震・制震・免震工法の比較検討を行った結果、免震工法が有力であるとの結果となった。（「いわき市役所本庁舎耐震改修等基本構想」参照）

本庁舎の耐震改修にあたっては、近年、耐震改修工法の技術革新や多様化が進んでいることから、建設業者の持つ優れた技術と施工方法等についての創意工夫を最大限活用し、工事施行中及び施工後の安全性、工事期間、工事金額等を総合的に検討し、本庁舎に最も適した耐震改修工法及び工事業者を選定するため、設計及び施工に関する一括の技術提案を広く求める「公募型プロポーザル方式」において実施する。

2 事業の概要

(1) 事業の名称

いわき市役所本庁舎耐震改修事業 設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(2) 事業の対象

本プロポーザルは、いわき市役所本庁舎耐震改修事業 設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザル要求水準書（以下「要求水準書」という。）に示す本庁舎の耐震安全性向上のための改修等に係る次に掲げる事業（以下「本事業」という。）を実施するための設計（基本設計及び実施設計）及び施工に関する技術提案を対象とする。

なお、基本設計検証業務及び実施設計検証業務並びに工事監理業務は第三者に別途委託する予定である。

ア 本庁舎の耐震改修工事（市民棟・議会棟接続部改修、クラック補修、仮設建物等を含む。）

イ 浸水対策改修工事

ウ 防災機能向上改修工事

エ 老朽化改修工事

(3) 提案上限額

ア 本事業に係る工事（設計（基本設計及び実施設計）及び施工）の提案金額は、59億5,180万円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、(2)ア及びイ、ウ、エを対象とする。

なお、当該上限額には今後の物価上昇分等の費用は含まれていない。

イ 業務別の提案上限額

- | | |
|------------|-------------------------------|
| (ア) 基本設計業務 | 8,740万円（消費税及び地方消費税8%を含む。） |
| (イ) 実施設計業務 | 1億3,990万円（消費税及び地方消費税8%を含む。） |
| (ウ) 施工業務 | 57億2,450万円（消費税及び地方消費税10%を含む。） |

(4) 事業予定期間（各種評定、認定手続、計画通知等が必要な場合は、その期間を含む。）

ア 原則、基本設計の契約日から平成31年11月30日までとする。

提案の工期設定は、短期間であることが望ましいが提案内容を拘束するものではない。

イ 業務別の期限

(ア) 基本設計業務 ～平成28年10月31日（目安）

(イ) 実施設計業務 ～平成29年6月30日（目安）

(ウ) 施工業務 ～平成31年11月30日

3 プロポーザルの日程

募集公告、参加申込み受付開始	平成27年10月27日（火）
質問締切り	11月6日（金）
質問に対する回答	11月12日（木）
参加申込書提出期限	11月16日（月）
一次審査の実施	11月19日（木）
一次審査結果通知、公表	11月24日（火）
資料の貸出し	11月25日（水）
現場説明会	11月26日（木）
本庁舎内の調査期間	11月27日（金）～12月11日（金）
質問締切り	12月25日（金）
質問に対する回答	平成28年1月15日（金）（質問内容により回答日を変更する場合があります。）
技術提案書提出期限	2月2日（火）（回答日を変更した場合変更する場合があります。）
ヒアリング	2月10日（水） (技術提案書提出日を変更した場合変更する場合があります。)
二次審査の実施	2月中旬
二次審査結果通知、公表	2月下旬

※ 二次審査以後の詳細な日程については、一次審査合格者に対し後日通知する。

4 参加者の資格要件

(1) 参加者の構成等

参加者は、本事業を実施することを予定する単独企業又は設計業務及び施工業務を行う者複数者、もしくは施工業務を行うもの複数者（いずれも3者以内）によって自主的に結成された特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）とする。

なお、企業体による参加の場合は、施工業務を行う者を代表者（以下「企業体代表者」という。）とする。

(2) 単独企業、又は企業体構成員全者に共通する参加資格要件

参加者は、公告日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、基準日から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定により、入札参加制限を受けていない者であること。

イ いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

ウ いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定。以下「指名競争入札参加者要綱」という。）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない者及び指名停止基準による指名停止を受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続の開始の決定を受け、かつ、当該決定に係る手続の開始の申立て後に法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）で、いわき市が指定する書類を提出したものを除く。）でないこと。

オ 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。

カ いわき市役所本庁舎耐震改修事業公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員でないこと。

キ 選定委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織及び当該組織に所属する者でないこと。

ク 選定委員会の委員の研究室に所属する者でないこと。

(3) 業務別の参加資格要件

参加者は、それぞれ次に掲げる要件を満たす者とする。また、参加者は、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者とする。

なお、単独企業による参加の場合及び企業体代表者は、次のアの要件を全て満たす者とする。

また、企業体での参加の場合は、企業体代表者の出資割合を最大とする。

ア 単体及び企業体代表者の参加資格要件

- ① 基準日時点において、平成27年度いわき市入札参加有資格者名簿（指名競争入札参加者要綱第4条第4項に規定する名簿をいう。）において、次に示す工事種類に登録し、当該工事種類に対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）による許可を有し、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における直近の総合評定値が次に示す点数を超える者であること。

工事種類	等級別格付	建設業許可	総合評定値
建築一式工事	要件なし	特定	1,240点以上

- ② 平成12年4月1日以降、日本国内において、元請として単独又は企業体の代表構成員として、延床面積が3,000㎡以上の事務所、庁舎等の建築物について、耐震、制震、免震工法による耐震改修工事の施工の契約履行実績があること（施工中のものを含む。）。
- ③ 次に掲げる要件を全て満たす監理技術者を、業法の定めるところにより専任で配置すること。
- (ア) 一級建築施工管理技士又は一級建築士いずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。
- (イ) 常勤の自社社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。
- (ウ) 平成12年4月1日以降、日本国内において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人のいずれかの立場で耐震、制震、免震工法による耐震改修工事に従事した実績があること（施工中のものを含む。）。
- ④ 設計業務における技術者として次に掲げる要件を全て満たす管理技術者を配置すること。
- (ア) 一級建築士の資格を有すること。
- (イ) 常勤の自社社員で引き続き3か月以内の雇用期間があること。
- (ウ) 平成12年4月1日以降、日本国内において、実施設計業務における技術者として耐震、制震、免震工法による耐震改修実施設計に従事した実績があること（施工中のものを含む。）。
- (エ) 本業務における建設業務に当たる者でないこと。

構成員として設計業務又は施工業務を行う者は、次のイ又はウの要件を全て満たす者とする。

イ 構成員（設計業務を行う者）の参加資格要件

- ① 基準日時点において、平成27年度いわき市入札参加有資格者名簿（指名競争入札参加者要綱第4条第4項に規定する名簿をいう。）において、次に示す登録をしている者であること。

登録業種	登録業務内容	備考
建築関係建設コンサルタント	建築一般	

- ② 基準日時点において、建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ③ 平成12年4月1日以降、日本国内において、元請として単独又は企業体の代表設計者として、延床面積が5,000㎡以上の事務所、庁舎等の建築物について、耐震、

制震、免震工法による耐震改修実施設計の契約履行実績があること（施工中のものを含む。）。

- ④ 管理技術者として、次に掲げる要件を全て満たす者を配置すること。
 - (ア) 一級建築士の資格を有すること。
 - (イ) 常勤の自社社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。
 - (ウ) 平成12年4月1日以降、日本国内において、管理技術者として延床面積が5,000㎡以上の耐震、制震、免震工法による耐震改修実施設計に従事した実績があること（施工中のものを含む。）。
 - (エ) 本業務における建設業務に当たるものでないこと。

ウ 構成員（施工業務を行う者）の参加資格要件

- ① 基準日時点において、平成27年度いわき市入札参加有資格者名簿（指名競争入札参加者要綱第4条第4項に規定する名簿をいう。）において、次に示す工事種類に登録し、当該工事種類に対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）による許可を有し、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における直近の総合評定値が次に示す点数以上の者であること。

工事種類	等級別格付		建設業許可	総合評定値
建築一式工事	市内	特A	特定	なし
	準市内 市外	要件なし		1,240点以上

エ 構成員として設計業務を行う者が入る共同企業体の場合の取扱い

- ① 構成員のうち設計業務を行うものが本業務の基本設計及び実施設計の一切を行う場合は次のとおりとする。
 - (ア) 4(3)イ④に掲げる管理技術者が、本事業の設計業務の全てを代表する管理技術者となる。なお、代表者は4(3)ア④に掲げる管理技術者の届出は不要とすることができる。
 - (イ) 構成員のうち設計業務を行うものについて、参加資格要件の他、審査基準書3(2)①アの自社設計、3(2)①ウが評価対象となる。
- ② 構成員のうち設計業務を行うものが本業務の基本設計及び実施設計の一部を行う場合は次のとおりとする。
 - (ア) 4(3)ア④に掲げる管理技術者が、本事業の設計業務の全てを代表する管理技術者となる。
 - (イ) 4(3)ア④に掲げる管理技術者が審査基準書の3(2)①ウの評価対象となる。

(4) 参加資格要件の概要

(3)に掲げた参加資格要件の概要は、次の表のとおりである。

参加資格要件の概要

	①単体及び企業体代表者に係る要件		②構成員（設計業務）に係る要件		③構成員（施工業務）に係る要件			
資 格 要 件	いわき市入札 参加資格 有資格者名簿	建設工事部門の「建築 一式工事」に登録	いわき市入札 参加資格 有資格者名簿	測量・調査・設計部 門の「建築一般」に 登録	いわき市入札 参加資格 有資格者名簿	建設工事部門の「建築 一式工事」に登録		
	総合評定値 (P値) (建築一式)	1,240点以上	事務所登録	一級建築士事務所	/	市内	準市内 市外	
	建設業許可	特定建設業				等級別格付	特A	なし
						総合評定値	なし	1,240点以上
				建設業許可	特定建設業			
実 績 要 件	受注形態	元請として 単独又は 企業体の代表者	受注形態	元請として 単独又は 企業体の代表設計者	受注形態	—		
	延床面積	3,000㎡以上	延床面積	5,000㎡以上	延床面積	—		
	耐震改修工法	耐震、制震又は免震	耐震改修工法	耐震、制震又は免震	耐震改修工法	—		
	業務範囲	日本国内においての 施工（事務所、庁舎等）	業務範囲	日本国内においての 実施設計 （事務所、庁舎等）	業務範囲	—		
	業務期間	平成12年4月1日から 施工中のものを含む	業務期間	平成12年4月1日か ら施工中のものを含 む	業務期間	—		
技 術 者 要 件	監理技術者	【資格】一級建築施工 管理技士または一級建 築士 【実績】平成12年4月 1日以降、耐震改修工 事に従事した実績	管理技術者	【資格】一級建築士 【実績】平成12年4 月1日以降、延床面 積5,000㎡以上の耐 震改修実施設計に従 事した実績	監理技術者	—		
	管理技術者	【資格】一級建築士 【実績】平成12年4月 1日以降、耐震改修実 施設計に従事した実績						

5 一次審査に係る事務手続き等

(1) 参加申込み

ア 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は提出期限までに次に掲げる書類を提出すること。

	様式番号	様式名称	単独	共同企業体	
				代表者	構成員
a	様式第1-1号	いわき市役所本庁舎耐震改修事業設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザル参加申込書	○		
b	様式第1-2号	いわき市役所本庁舎耐震改修事業設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザル（特定建設工事）共同企業体参加申込書		○	連名
c	様式第1-3号	特定建設工事共同企業体協定書		○	連名
d	様式第1-4号	委任状			○
e	様式第5号	会社概要書	○	○	○
f	様式第2-1号	配置予定技術者調書（設計）	○	○	※1
	様式第2-2号	配置予定技術者調書（施工）			
g	様式第3-1号	耐震改修工事实績書	○	○	
	様式第3-2号	耐震改修工事实績設計実績書			※1
h	様式第4-1号	類似工事施工実績説明書	○	○	
	様式第4-2号	類似工事实績設計実績説明書			※1
i	様式第4-3号	本プロポーザル参加にあたってのコンセプト	○	○	

※1 共同企業体による構成員が設計業務を行う者となる場合に提出すること。

※2 様式第4-3号の「コンセプト」については、参加申込み時点でのものとし、現場説明会や現場調査等を経て作成される「技術提案書」を拘束するものではない。（一次審査のコンセプトと二次審査の技術提案等の内容の相違は可であり、これによる評価の減点等は一切ないものとする。）

イ 提出部数及び記述方法

- ① 提出書類は、上記の順序でA4版ファイル（簡易なもの）に綴じ込み、各11部（正本1部、写し10部）提出すること。
- ② fについては各々1名につき各2枚以内（A4の片面印刷）の記述とする。
- ③ iはA4縦とし、詳細は様式による。
- ④ 全て片面印刷とする。

ウ 提出方法

いわき市総務部総務課まで持参すること。

エ 提出期限

平成27年11月16日（月）午後5時必着

(2) 参加申込み等に関する質問

ア 実施要領、要求水準書等に関して不明な点がある場合は、様式第6号に記載のうえ、平成27年11月6日（金）午後5時までに電子メールにより、15の連絡先まで問い合わせること。なお、電話にて着信の確認をすること。

イ 質問に対しては、11月12日（木）までに電子メールで回答を行う。

なお、いわき市ホームページにおいても、質問及び回答内容を公表する。

(3) 一次審査の実施

一次審査を平成27年11月19日（木）に実施する。

(4) 一次審査結果通知

参加申込者に対して、11月24日（火）に一次審査の結果を通知する。

6 二次審査に係る事務手続き等

(1) 資料の貸出等

一次審査通過者には、次に掲げる書類等の電子媒体を貸出すこととする。

番号	年度	設計図書名称等	設計者名等
1	昭和46年	本庁舎設計図書（建築、電気、設備）	(株)久米建築事務所
2	平成24年	耐震診断計算書	(有)寿設計
3	平成8年	耐震診断結果報告書	(有)寿設計
4	平成23年	いわき市役所本庁舎耐震改修報告書	(有)寿設計
5	昭和45年 平成26年	地質調査報告書	常磐開発(株) 日栄地質測量設計(株)
6	平成26年	過去10年間の本庁舎における工事履歴等	—
7	平成26年	東日本大震災に係る被害状況報告について	—
8	—	その他改修工事図面一式	—

(2) 現場説明会及び本庁舎の調査

一次審査通過者を対象として、11月26日（木）に現場説明会を開催する（参加人数は1者あたり最大5名とする）。その後、現場調査が必要な場合は、15の連絡先に申し出て、下記の期間内に行うものとする。

調査期間 11月27日（金）から12月11日（金）まで

時間は閉庁日を除く午前8時30分から午後4時30分まで

詳細は、後日、一次審査通過者へ連絡する。

(3) 技術提案書等に関する質問

ア 技術提案書作成要領等に関して不明な点がある場合は、様式第6号に記載のうえ、

平成27年12月25日（金）午後5時までに電子メールにより、15の連絡先まで問い合わせること。なお、電話にて着信の確認をすること。

イ 質問に対しては、平成28年1月15日（金）までに電子メールで回答を行う。

なお、いわき市ホームページにおいても、質問及び回答内容を公表する。

(4) 提出書類

一時審査通過者は提出期限までに次に掲げる書類を提出すること。

なお、技術提案書の提出は、1者あたり1案とする。

	様式番号	様式名称
a	様式第7-1号	いわき市役所本庁舎耐震改修事業設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザル技術提案書
b	様式第7-2号	耐震改修工法についての技術提案
c	様式第7-3号	浸水対策・防災機能の向上について
d	様式第7-4号	老朽化改修、省エネ性について
e	様式第7-5号	工事中の庁舎機能の維持について
f	様式第7-6号	工事後の庁舎機能、建物との調和等について
g	様式第7-7号	地域貢献、環境対策、その他の提案について
h	様式第8-1号	設計費、工事価格提案書
i	様式第8-2号	設計費、工事価格提案書の内訳
j	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設計及び工事施工に関する概略工程表 ・平面図、立面図、断面図、構造図及び耐震改修工法のわかる図面

(5) 提出部数及び記入方法

ア 提出書類は、上記の順序で製本しインデックスをつけたうえ、A4ファイル（簡易なもの）としてまとめ、各11部（正本1部、写し10部）提出すること。ただし、様式第7-1号及び第8-1号は、各1部とし、正本に綴じ込むこと。また、写しのファイルには、提案者の名称を特定できる文字・マーク等は記入しないこと。なお、全て片面印刷とする。

イ 様式第7-1号及び様式第8-1号以外の書類には、提案者名称を特定できる文字・マーク等は記入しないこと。

ウ bからgまでは、A3版横（折り返してA4ファイルに収める。）、文字サイズ11ポイント程度以上、イラスト・写真等を用いて記述するものとし、書体自由、カラー印刷も可とする。

また、用紙の余白は左30mm程度、その他は15～25mm程度とし、四方枠を設ける。なお、jの余白も左30mm程度とするが、その他の余白や枠、文字サイズ等も含め一切を自由とする。

エ b及びc、eについては、各2枚以内、d、f、gについては各1枚以内、jにつ

いては20枚以内の数とする。また、ひとつの項目で2枚以上となる場合は、書類右上端にページを入れること。(1ページ目を1/2、2ページ目を2/2等。)

オ iについては、hの内訳を記入するが、必要に応じて加除することとするが、枚数は自由である。

カ bからgまでとi及びjは、PDFデータとして電子媒体(CD-R)で提出すること。

キ 工法、実績等を示す参考資料として、次のものを任意で提出することができる。

なお、提案者の名称を特定できる文字・マーク等は記入しないこと。

① 提案する工法のパンフレット等

② 提案する工法的设计マニュアルや仕様書等、技術的な内容がわかるもの

(6) 提出方法

いわき市総務部総務課まで持参すること。

(7) 提出期限

平成28年2月2日(火)午後4時必着

(8) ヒアリングの実施

提案書を提出した者を対象に、ヒアリングを実施する。

ア 日 時 平成28年2月10日(水) (詳細は後日通知する。)

イ 場 所 後日通知する。

ウ 説明等時間

技術提案書の説明時間は30分以内、質疑応答は30分程度とする。

エ 出席者は、設計業務責任者及び施工現場に専任として配置又は配置予定の技術者から各々1名以上出席し、合計5名以内とする。

オ 説明方法

PowerPointを使用した説明及びA1パネル5枚までの説明資料の掲示は認める。

ただし、技術提案書記載内容(資料の追加は認めない)のみを使用すること。

※ 動画の使用、模型資料の展示及び、選定委員への追加資料の配付・展示は認めない。

※ 説明時に、提案者の名称が特定できるような、表現及び対応はしないこと。

※ PowerPointの使用に必要なスクリーンと電源は市で準備するが、それ以外は提案者が用意すること。

カ ヒアリングの順番は、技術提案書を提出した順番とする。

なお、発表時間等は、事前に連絡する。

(9) 二次審査の実施

二次審査を平成28年2月中旬に実施する。

(10) 二次審査結果通知

技術提案書を提出しヒアリングを行った者に対して、二次審査の結果を2月下旬に通知する。

7 提案の審査等

(1) 審査方法

参加申込時の提出書類及び提出された提案書により、選定委員会が別紙審査基準書に基づき、「技術提案内容」、「経済性」、「実績」等について、審査及び選定を行う。

(2) 一次審査

ア 参加申込時の提出書類（様式第1-1号～第5号）について、事務局が確認を行う。

イ 事務局は審査基準書3(2)①ア、ウ、エについて事務局案を作成する。

ウ 選定委員会は提出書類について、審査基準書に基づき採点を行う。

エ ア、イ、ウの結果をもとに上位5者を一次審査合格者として選定する。

(3) 二次審査

ア 技術提案書及びヒアリングの資料について、事務局が確認を行う。

イ 選定委員会は技術提案書及びヒアリングを行って、審査基準書に基づき採点を行う。

ウ 審査基準書4(2)①の評価については、別途「最低標準点」を設けることとする。

エ 選定委員会は、一次審査、二次審査の評価点を合計し、「最低標準点」を満たす者の中から最高得点者を選定する。

なお、一次審査と二次審査の評価点の合計が同点であった場合は、二次審査の評価点の高い方を上位者とする。

オ 評価点の合計が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を優秀提案者として選定する。

(4) その他

ア 参加資格審査申請書又は技術提案書の提案者が1者の場合は、一次審査及び二次審査において、実施要領及び要求水準書に求める要件並びに「最低標準点」を満たす場合は、その1者を契約候補者として選定する。

イ 「最低標準点」を満足しない場合でも、選定委員会が技術提案内容について本業務を行うことについて支障がないと総合的に判断した場合は、「最低標準点」未満の者を上記(3)オ又は(5)アとして選定することができるものとする。

8 契約候補者の決定とその後の事務の流れ

市は、選定委員会による最優秀提案者及び優秀提案者の選定結果をもとに、契約候補者及び次点者を決定し、契約交渉の相手方とする。ただし、最優秀提案者が辞退その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。

また、市は契約候補者及び次点者を決定した場合、その結果を2月下旬に技術提案書提出者のうち、ヒアリングを実施した提案者に通知するとともに、いわき市ホームページ等を通じて結果を公表する。

なお、契約候補者として選定された者は、市と事業契約の締結に係る基本的事項を定めた基本協定を速やかに締結し、当該協定に基づき12により契約を締結する。

また、契約候補者は基本協定締結前に事業費見積詳細内訳書を市に提出する。当該事業費見積詳細内訳書の額は先に提出された価格提案書の提案金額の額以下とする。

9 参加報酬

参加申込書及び技術提案書の作成に係る費用は全て参加者の負担とするが、技術提案書を作成し、ヒアリングを実施した提案者には、技術提案書の作成及び提出に関する費用として1者当たり20万円を支払う。

ただし、契約候補者として選定された者及び失格者は、支払いの対象としない。

10 情報公開及び提供

いわき市情報公開条例（以下、「公開条例」という。）に基づき、行政情報の開示を請求することを市民の権利として保障するとともに、市政運営の公開性の向上を図り、もって市の機関の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすること及び市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的として市政情報を公開していることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、個人に関する情報や当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるものなど公開条例第7条第1項各号に該当する場合は、開示しない。

その他、情報開示にあたっては、公開条例に従って行うものとする。

11 失格

(1) 次のいずれか一つに該当する場合は、当該プロポーザル参加者を失格とする。

ア 参加申込書を提出した者で、提案審査の実施日までに参加資格を欠いた場合。

イ 審査の公平性に影響のある行為があったと認められる場合。

ウ 提出した参加申込書、技術提案書等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合。

エ 本プロポーザルに関する事項について、委員への接触が認められた場合。

オ 要求水準書の「必須項目」の内容を満たしていない場合。

(2) 次のいずれか一つに該当する場合は、当該プロポーザル参加者を失格とする場合がある。

ア 提出方法、提出先に適合しない場合。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

エ ヒアリング等で許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。

12 契約の成立等

本プロポーザルはあくまで候補者を選定するものであり、契約を約するものではない。
なお、契約（予定）の条件等は以下のとおりである。

(1) 契約の形態

契約にあたっては、基本設計委託契約、実施設計委託契約及び工事請負契約について、各々、随意契約による契約を予定している。

(2) 契約の成立条件

契約の成立については、本事業の各設計委託料及び工事請負費予算の成立、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年10月1日いわき市条例第27号）第2条による議会の議決を要する契約については、本契約の締結までは、契約候補者との契約を保証するものではなく、契約に至らなかった場合、市はその損害賠償の責を負わないものとする。

なお、本事業の予算については、基本設計委託料は平成27年度補正予算、実施設計委託料は平成28年度当初予算、工事請負費は平成29年度当初予算を予定している。

また、契約候補者決定以後に参加資格を欠いた場合には、契約を締結しないことがある。

(3) 契約金額

契約金額は、提案金額を超えることはないものとする。

ただし、基本協定締結から各契約締結まで、賃金又は物価の変動や積算基準等各種基準等の改定もしくはその他諸条件の変更等により提案金額と差異が生じた場合は、上記によらず各契約金額について発注者と協議を行い、予算の範囲内で各契約金額を変更し、契約締結できるものとする。

(4) 契約の保証

いわき市工事請負契約約款（平成9年4月1日制定）（以下「約款」という。）に基づく契約の保証に付す。

(5) 支払条件

前金払及び部分払については、いわき市財務規則（昭和44年3月31日いわき市規則第17号）（以下「規則」という。）及び約款の規定に基づき支払うものとする。

なお、基本設計業務委託の契約金額については、平成27年度に前金払で10分の4、平成28年度に残額を支払うものとする。

(6) 契約条項

規則による。

なお、約款第25条で規定する、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更における「請負契約締結の日」とは、工事請負契約締結日とする。

13 参加辞退

参加申込書を提出した者が、参加を辞退する場合は、次のとおり書類を提出すること。
なお、参加を辞退しても以後における不利益の扱いはないものとする。

(1) 提出書類

参加辞退届（様式第9号）1部

(2) 提出先

いわき市総務部総務課

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は、必ず書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかとし、併せて電話連絡をすること。

14 その他

(1) 提出した提案書類は選考以外の目的には使用しない。

(2) 提出された提案書類は、選考を行う必要な範囲で複製をすることがある。

(3) 本プロポーザルに関する提出物は返却しない。

(4) 提案の著作権は各提案者に帰属する。ただし、市が必要と認める場合は、提案者と協議のうえ、無償で使用することができるものとする。

(5) 技術提案に提案者又は提案者以外の者が所有する工業所有権を含む場合、その旨及び利用条件を明記するものとする。

(6) 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、提案者が負うものとする。

(7) 配置予定の設計及び工事に係る技術者（以下「配置技術者」という。）は原則として、本事業が終了するまでの間に変更を認めない。

ただし、配置技術者が、病気入院及び死亡等のやむを得ない理由により業務遂行が困難となった場合は、発注者が同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認める。

(8) 本業務の契約者は技術提案書の提案事項に基づき、責任をもって確実に履行すること（本市が不利益となる技術提案書の提案事項と認める場合を除く）。また、本業務の契約者の責により技術提案書の提案事項が達成できない場合は、発注者と協議のうえ、同等と認められる方法で本事業を履行する。

なお、本業務の契約者が技術提案書の提案事項を達成する意志が認められないなど、技術提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。

- (9) 技術提案内容は、契約後、発注者との協議により、採用されないこともある。
なお、採用されなかった場合、原則として提案価格が増額とならないように努めること。
- (10) 参加申込書及び技術提案書の提出後の訂正、変更、追加は認めない。ただし、様式第8-1号、様式第8-2号を除く明らかな誤字、脱字は訂正できるものとし、また、選定委員会が審査に必要と判断し請求した場合は書類を追加できるものとする。
- (11) 採用案の提案概要については必要に応じ公表する可能性があるものとする。
- (12) 本資料及びプロポーザルにおいて入手した市の情報等をプロポーザルの目的以外に使用してはならない、また第三者に漏らしてはならない。
- (13) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (14) 天災やその他の不可抗力により審査ができない場合は、本プロポーザルのスケジュールを延期することがある。
- (15) 実施設計時等に詳細な地質調査、土質試験等が必要な場合、その費用は本業務費用に含むものとする。
- (16) 各種評定及び認定取得等、本工事を実施するために必要な手続きの手数料は、本業務費用に含むものとする。
- (17) 本プロポーザルに参加する建設業者及び建築設計事務所について、本店、支店・支社（以下「本店等」という）がある場合、すべての本店等の実績及び技術者（実際に配置される者）が該当するものとする。
- (18) 提案者は参加申込書の提出をもって本要領の記載内容を承諾したものとする。

15 連絡先（事務局）

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

いわき市総務部総務課 TEL:0246-22-7401 FAX:0246-22-3662

E-mail:somu@city.iwaki.fukushima.jp